

# 令和2年度事業計画

一般社団法人群馬県農業会議

## 第1 事業方針

農業・農村を取り巻く状況は、基幹的農業従事者の高齢化の進展や担い手不足が続き、遊休農地の増加等が顕著になっている。そのため、新規参入の促進を含めた担い手の育成・確保、農地の利用集積・集約化の推進と、小規模農家や家族経営など多様な農家が営農を継続できる持続的な成長の観点に立った「地方創生」が喫緊の課題となっている。

また、本年1月1日には、昨年までに発効した、TPP11、日EU・EPAに加え、日米貿易協定が発効され、農業のグローバル化が大きく深化した。その一方で、世界の政治・経済の情勢は混迷の度合いを深めており、政府が講ずる対策を踏まえても、農業・農村に与える影響は、予断を許さない状況であるといえる。加えて、近年の気候変動に関係する台風、集中豪雨の激甚化やCSF（豚熱）の流行等、多くの課題に直面している。

こうした中、政府は、農業の生産基盤の強化を図るため、昨年12月の「農業生産基盤強化プログラム」の策定に引き続き、この3月には向こう10年の日本の食料・農業・農村の方向付けを明らかにした「基本計画」を策定することとしている。また、県では、群馬県農政推進の基本指針となる次期「農業農村振興計画」を策定する計画である。

このため、今年以降は、官民挙げてその具体化に取り組むことが想定されることから、農業会議としては、これらの農業・農村および組織を巡る情勢等を踏まえ、県や農地中間管理機構、各関係機関・団体と連携を図りながら、以下に掲げる重点取り組み事項を中心に業務を執行することとする。

## 第2 重点取り組み事項

### 1 農業委員会の体制強化に向けた支援

本年度は、かつての農業委員統一改選の年に該当し、本県においても、34農業委員会のうち全体の7割にあたる24農業委員会で、農業委員、農地利用最適化推進委員の改選を迎える。

各農業委員会の実績を踏まえたうえで、農地集積・集約化に向けた利用調整活動や、人・農地プランの実質化に向けた話し合い等の現場活動を、より積極的に行える体制になるよう、会議・研修会等の場において情報提供、助言活動を行う。

あわせて、上乘せ報酬条例の整備、女性や若者をはじめ多様な人材の積極的な任命や委嘱が行われるよう要請活動をする。

## 2 農地法等の法令業務の適正な執行

農業委員会等から提出のあった意見聴取の事案については、常設審議委員会において、適正かつ公平な審議の執行に努めるものとし、可否の判断が難しい事案等については、必要に応じて現地調査を実施したり、当事者や関係者から直接説明・意見を聴いたうえで慎重に審議する。

## 3 農地等利用の最適化の推進

### (1) 担い手への農地利用の集積、集約化に向けた支援

- ① 人・農地プランの実質化において、プランへの農地集積予定面積の位置付けを推進するために、「今後の農業経営の意向（拡大、維持、縮小）」や「今後の農地管理の意向（貸したい、借りたい）」の意向確認の実施を進める。
- ② 農業委員、推進委員が、担当地区、役割分担に応じ、地域の話合いに必ず参加し、コーディネーター役（進行、情報提供など）を積極的に担うよう働きかける。
- ③ 農業委員会の農地利用最適化の進捗状況を、定量的・定点的に情報共有し、優良事例の横展開や、活動が低調な農業委員会への支援を行うため、すべての農業委員会に対して「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」の作成を促す。
- ④ 農業委員会事務の標準化、統計・集計業務の省力化、人・農地プラン実質化のための地図作成の推進等に資する農地情報公開システムの活用促進を図るための研修、助言を実施する。

### (2) 遊休農地の発生防止、解消に向けた支援

- ① 遊休農地に係る農地法に基づく利用状況調査、利用意向調査や、市町村と共同で実施する荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を、計画的かつ適確に実施をするとともに、農地中間管理機構・市町村税務部局との連携を図り、遊休農地の課税等への適切な対応を図るよう支援をする。
- ② これに加え、遊休農地及びその恐れがある農地について、農業委員会におけるあっせんその他利用関係の調整、未然の発生防止の観点からの日常の農地パトロールの励行を推進する。
- ③ 解消活動等によっても再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（山林化したB分類の荒廃農地等）については、地域における将来の土地利用のあり方や、現況調査に係る負担を軽減するための業務の効率化を図る観点等から、守るべき農地を明確にしたうえで、非農地判断の取り組みについても推進する。

### (3) 担い手の確保・育成対策

#### ① 担い手の育成対策

群馬県農業経営相談所（以下、「相談所」という。）の主たる事務局として、認定農業者等の担い手を対象とした税理士や、社会保険労務士等の専門家による個別の経営相談会等を開催する。

また、相談所では、自らの経営課題に対し意欲的に経営改善に取り組む農業者を、重点指導農業者として位置づけ、持続的な成長などを遂げるために自ら策定した経営戦略の実現を支援するために、中小企業診断士や税理士、社会保険労務士等の専門家を派遣するとともに、県関係機関と連携した伴走支援を行う。

#### ② 担い手の確保対策

農外からの参入希望者を対象に、本県農業の魅力等の情報発信と就農に向けた相談活動を行う。また、農業法人等が新たに雇用した正社員に対して行う人材育成等の社内研修について側面から支援を行う。

#### ③ 農業者年金制度の推進

将来に向けた農業経営の安定と若い担い手を確保するために、農業者年金制度に関する農業委員会の事務研修、並びに情報提供及び40歳未満の農業者、女性農業者を重点対象者としたリストアップの徹底によるメリットの周知等、農業委員等（加入推進部長）の研修、メディアを活用した広報活動の加入促進の活動をより一層推進する。

### 4 「農地等の利用最適化の推進施策に関する意見」の提出

日頃の農業委員会ネットワーク業務の実施をとおして得られた知識や情報に基づき、県等に対し農業の健全な発展に向けた「農地等の利用最適化の推進施策に関する意見」を提出する。なお、意見の提出にあたっては、各農業委員会からの意見や、本会が事務局を担当する担い手組織からの意見も汲み上げ取りまとめる。

また、全ての農業委員会が市町村等の行政機関に対し、同様に意見の提出を行うよう働きかけを行うとともに、その取り組みを支援する。

## 第3 推進業務項目

### 【業務規程Ⅱ-2-(1)】

#### 1 農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務

人・農地プランの実質化などの最適化活動及び農業委員会への女性参画を推進するため、農業委員会等相互の連絡調整、委員等及び職員に対する次の研修等を実施する。

(1) 農業委員会等相互の連絡調整

最適化の推進を図るため、農業委員会等に対する情報提供、巡回意見交換等による助言を行う。

(2) 農業委員、農地利用最適化推進委員等を対象とした研修の実施

当該年度の業務推進方針、農地法等関連法令事務、農地等利用の最適化の推進業務について研修を実施する。

- ① 農業委員長または事務局長を対象とする研修会 2回
- ② 農業委員会全体研修会
- ③ 農業委員会活動推進研修会

(3) 職員を対象とした研修の実施

農地法等関係法令の農地事務をはじめ、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化の推進、遊休農地に関する措置等の事務の基礎的知識、実践的な手法の習得に関する事項及び農地情報公開システムの操作、活用方法の習得に関する研修を実施する。

- ① 農業委員会事務に関する研修会
- ② 農地情報公開システムの操作等研修会

(4) 「ぐんま農業委員会女性ネットワーク」の活動に対する協力・支援

女性農業委員としての役割や農村女性の地位向上等に関する研修会を開催するとともに、全国等で開催される研修会への参加を促す。

- ① 女性農業委員等研修会の開催 2回
- ② 関東ブロック女性農業委員研修会への参加
- ③ 女性農業委員登用促進研修会への参加
- ④ 女性農業委員等活動推進シンポジウムへの参加

【業務規程Ⅱ-2-(2)】

2 農業委員会の農地に関する情報の収集、整理及び公表事務の支援業務

(1) 農業委員会等における農地情報公開システム整備の推進

- ① 農地情報、地図情報等の更新に関する助言
- ② 農地情報公開システムの操作等研修会（前掲）の開催
- ③ 全国農地ナビの運用、利用等に関する情報提供
- ④ 農地中間管理機構等に対する農地情報の円滑な提供に関する助言
- ⑤ その他、農地情報の公表、提供に関する助言

## (2) 農地利用の最適化に関する現場の実態報告（モニター調査）の実施

### 【業務規程Ⅱ-2-(3)】

## 3 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する支援業務

### (1) 新規就農者支援対策

県内で就農を希望（雇用就農を含む）する者を対象に、本県農業の状況や就農までの流れ、農地取得に係る農地関係制度の情報提供・相談活動を実施する。

- ① 新規就農希望者等に対する事務所での個別相談活動（随時）
- ② 新規就農希望者等を対象に就職・就農ガイダンス等での就農相談活動
- ③ 第三者への農業経営継承事業の周知活動等
- ④ 農業法人等からの求人情報を収集し、全国新規就農相談センターのホームページ内で求人情報を公開する。

### (2) 雇用就農者支援対策

農業法人等が、農業経験の少ない就農希望者を雇用し、農業技術や経営ノウハウ等を習得させるために行う人材研修（OJT研修）等に対して、その研修経費の一部を助成する「農の雇用事業」を通し、新規就農者の育成・確保と農業分野での雇用の創出に取り組む。

- ① 事業参加者の募集
- ② 研修中、研修終了時などにおける研修生の就農状況調査
- ③ 研修記録簿、助成金交付申請等の受付
- ④ 研修実施状況の確認
- ⑤ 従業員研修会及び指導者養成研修会
- ⑥ 経営者・研修指導者等に対する人材育成セミナー
- ⑦ 従業員同士の親交や交流を深めるためのグループワーク等の開催
- ⑧ 農の雇用事業の従業員を対象とした日本農業技術検定試験会場の設営

### (3) シニア世代(50歳代)の新規就農に向けた農業研修支援業務（新規）

シニア世代(50歳代)の新規就農希望者等に対し、農業技術等の研修を行う機関に対して、費用の助成をおこなう「シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業」をとおして、新規就農者の育成・確保をより一層推進する。

### (4) 一般企業等の農業参入相談活動

農業参入を希望する一般企業等を対象に、農地関係制度の情報提供や就農相談活動を行う。

## 【業務規程Ⅱ-2-(4)】

### 4 法人化の支援、その他農業経営の合理化支援業務

#### (1) 群馬県担い手育成総合支援協議会の構成員としての業務

① 農業経営の法人化等の多様な経営課題の相談等に応じる農業経営相談所を、県や関係機関とともに設置し、その構成員として以下のとおり担い手対策に取り組む。(国庫事業)

ア 担い手支援スペシャリスト(税理士・社会保険労務士・中小企業診断士等)による経営相談会

イ 経営改善に意欲ある重点指導農業者の経営診断や、経営戦略の作成から、その目標の実現に向けた継続的な支援

ウ 経営改善に意欲ある重点指導農業者に対する担い手支援スペシャリスト派遣による個別指導・助言等

エ 集落営農組織などの法人化支援(農業経営法人化支援)

② 認定農業者や、集落営農法人等を対象に、以下のとおり担い手対策に取り組む。(県単事業)

ア 認定農業者等を対象とした経営改善研修会

イ 集落営農法人等を対象として経営改善研修会

ウ 群馬県認定農業者連絡協議会の活動支援並びに担い手等を対象とした研修会

エ 認定農業者等の経営改善等に関する資料の作成・配付

オ 担い手への情報発信

#### (2) 農業者年金業務に関する指導

農業委員会等の市町村段階の業務受託機関における農業者年金事業の効率的かつ適正な業務の実施を図るため、農業者年金基金等関係機関の指導のもと、次の取り組みを行う。

① 担当国会議及び研修会の開催

ア 農業委員会等・JA合同業務担当国会議

イ 新任業務担当者向け研修会 2回

ウ 業務担当者実務研修会

② 加入推進部長等の活動支援及び研修会(加入推進特別研修会)の開催

③ 制度の普及や年金業務を適正かつ円滑に実施するための意見交換

④ 農業委員会等からの相談活動、制度説明会の実施

⑤ 制度普及資料等の作成・提供

⑥ 各種広報媒体を活用した制度のPR

#### (3) 中山間地域等の活性化支援

農業・農村や中山間地域等の活性化に関して、専門的知識及び経験を有する地

域興しマイスター派遣を通じて、地域の活性化やグリーン・ツーリズム、農泊等の推進を図る。 18回程度

### 【業務規程Ⅱ-2-(5)】

## 5 認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織の運営支援業務

### (1) 群馬県農業法人協会の運営

農業法人の抱える諸課題を解決するとともに、会員の健全な経営発展・確立に向けた活動を行う。

#### ① 研修会等 3回

経営能力向上や農政課題等を踏まえた研修会の開催や、農場視察等を実施する。

#### ② 関係機関との連携活動

(公社)日本農業法人協会が主催するセミナー・各種行事への参加、各県農業法人協会との連携活動の実施及び関係機関との連絡提携を図る。

#### ③ 情報交換・交流活動

会員及び賛助員、関係機関との情報交換・交流活動を実施する。

### (2) 群馬県稲作経営者会議の運営

稲麦作経営の確立を図るために、栽培技術及び経営改善に向けた研究会等を開催し、会員相互の研鑽を行う。

#### ① 研修・研究会 3回

稲麦作の技術、経営に関する研修会の開催や農場視察等を実施する。

#### ② 関係機関との連携活動

全国稲作経営者会議等が主催するセミナー・各種行事への参加、他の都道府県稲作経営者会議との連携活動の実施及び関係機関との連絡提携を図る。

#### ③ 情報交換・交流活動

会員及び関係機関との情報交換・交流活動を実施する。

### (3) 群馬県国際農業者協会の運営

海外での農業研修経験者の会員個々の経営改善をはじめ、地域農業の振興や国際協力の推進を基本とし、関係機関・団体と連携して事業の推進を図る。

#### ① 海外農業研修制度の周知

農業等を専門に学ぶ大学生、専門学校生を対象に、会員による体験談や制度を説明し海外農業研修事業へ参加するよう働きかける。

#### ② 帰国報告会等 1回

海外での農業研修を終えた者の帰国報告会をはじめ歓送会、会員等による営農研究会を開催する。

#### ③ 関係機関との連携活動

(公社)国際農業者交流協会が主催する各種研修会等への参加、他の各都道府県国際農業者協会との連携活動の実施および県等の関係機関との連絡提携を図る。

④ 情報交換・交流活動

会員及び関係機関との情報交換・会員交流を実施する。

【業務規程Ⅱ-2-(6)】

6 農業一般に関する調査及び情報の提供業務

(1) 田畑売買価格等に関する調査

各農業委員会から情報を収集して取りまとめる。

(2) 農作業料金・農業労賃に関する調査

各農業委員会から情報を収集して取りまとめる。

(3) 国や全国農業会議所、県等からの依頼による調査

随時対応する。

(4) 農業委員会だより

「農業委員会だより」の発行や市町村広報の誌面活用による情報提供活動の支援協力を行うとともに、全国農業会議所が主催する「全国農業委員会だよりコンクール」に推せんする。

(5) 全国農業新聞

① 普及拡大活動

農業委員会ネットワークの情報紙である全国農業新聞を各農業委員会、全国農業会議所と連携・協力しながら普及推進する。

② 地方版の充実

各農業委員会、全国農業会議所と連携・協力しながら地方版（県版を含む）紙面の充実を図る。

(6) 全国農業図書

農地相談活動など農業委員会活動に必要な農地専門図書をはじめ、広く農業者に対する農政施策等をPRするためのリーフレット、農業経営に必要な専門書等である「全国農業図書」を、全国農業会議所と連携して普及推進する。

【業務規程Ⅱ-2-(7)・Ⅳ-3】



## 7 農地法等その他の法令の規定により機構が行うものとされた業務

### (1) 常設審議委員会

毎月1回開催し、審議により次の事項を処理する。

- ① 農地法等その他の法令の規定により農業委員会ネットワーク機構が行うとされた事項を処理する。
- ② 関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の企画立案や改善についての意見等を処理する。

## 8 前各号に掲げる業務に附帯する業務及び本会の目的を達成するために必要な業務

### (1) 本会の運営に関する業務

#### ① 通常総会

時期 6月30日開催予定。

内容 令和元年度の事業実績、決算等を決定するとともに、役員改選を行う。

※ 必要に応じて臨時総会を開催する。

#### ② 理事会

時期 5月20日、6月30日、3月16日の3回開催する予定のほか、必要に応じて開催する。

内容 本会の業務執行や事業計画、収支予算、総会提出議案等を協議・決定するほか、役員改選及び役員の補充等を行う。

### (2) 表彰事業

#### ① 船津伝次平翁功德顕彰事業

船津伝次平翁の功德を顕彰するため、本県農業及び農村の振興発展に貢献した農業者の表彰を行い、その業績をたたえるとともに、これを広く県下に紹介し、地域農業の振興に資する。

#### ② 永年勤続農業委員等表彰事業

本県農政及び農業振興に永年貢献した農業委員並びに推進委員等を表彰する。

### (3) 農政対策

本県農業・農村の現状を踏まえた諸課題に対応するため、農政対策を次により実施する。

- ① 農地等利用最適化の推進に関する意見の提出 1回
- ② 政府・国会に対する要請
  - イ 全国農業委員会会長大会での要請 1回（全農業委員会会長）
  - ロ 全国農業委員会会長代表者集会での要請 1回（常設審議委員である農業委員会会長）
- ③ 農政諸問題に係る調査活動の実施  
農政諸問題に係る各種調査を実施する。

- ④ 農業委員会における農業者との意見交換会や行政機関等への意見提出に向けた支援等を行う。
- ⑤ その他、農政対策に必要なこと

**(4) 関係機関・団体との連携強化**

本会事業の効果的かつ適正な実施と円滑な運営を図るため、関係機関との密接な連携を図り、市町村農業委員会に対する総合的な支援体制の強化に努める。

(注) 【 】は、「農業委員会ネットワーク業務に関する規程」で機構として実施する業務内容を定めた条項を記載したものである。